

介護保険・介護予防では自立支援のために こんなサービスが利用できます

※「自立」「事業対象者」「要支援 1・2」「要介護 1～5」については P.10～11 を参照してください。

サービスの種類			利用できる人				掲載ページ
			自立	事業対象者	要支援 1・2	要介護 1～5	
通所して利用する	●日常生活の支援を受ける。 ●運動、レクリエーションを行う。	通所介護	×	×	×	○	→P.20
		地域密着型通所介護	×	×	×	○	→P.26
		介護予防型デイサービス	×	○	○	×	→P.29
		活動型デイサービス	×	○	○	×	→P.29
		(介護予防) 認知症対応型通所介護	×	×	○	○	→P.26
	●専門職による機能向上訓練を短期集中的に行う。	通所型短期集中予防サービス	×	○	○	×	→P.29
		(介護予防) 通所リハビリテーション	×	×	○	○	→P.20
	●日常生活の支援や介助を受ける。	訪問介護	×	×	×	○	→P.21
		夜間対応型訪問介護	×	×	×	○	→P.26
		介護予防型訪問サービス	×	○	○	×	→P.28
訪問を受けて利用する	●家事など日常生活の支援を受ける。	生活支援型訪問サービス	×	○	○	×	→P.28
		生活サポート事業	×	○	○	×	→P.28
	●専門職による指導を短期集中的に受ける。	訪問型短期集中予防サービス	×	○	○	×	→P.28
		(介護予防) 訪問リハビリテーション	×	×	○	○	→P.21
	●入浴をする。	(介護予防) 訪問入浴介護	×	×	○	○	→P.21
		(介護予防) 訪問看護	×	×	○	○	→P.21
	●医療的な支援を受ける。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	×	×	○	→P.26
		(介護予防) 居宅療養管理指導	×	×	○	○	→P.22
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	×	×	×	○ (要介護3以上)	→P.25
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×	×	○ (要介護3以上)	→P.27
入居・入所して利用する	●日常生活上の介護などを受ける。	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	×	×	○	○	→P.22
		地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×	×	○	→P.27

サービスの種類			利用できる人				掲載ページ
			自立	事業対象者	要支援 1・2	要介護 1～5	
入居・入所して利用する	●リハビリテーションを行う。	介護老人保健施設 (老人保健施設)	×	×	×	○	→P.25
		介護医療院	×	×	×	○	→P.25
		(介護予防) 短期入所生活介護 / 療養介護	×	×	○	○	→P.22
		(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	×	×	○ (要支援2以上)	○	→P.27
利便的に利用する	●通所、訪問、泊まりを一体的に利用する。	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	×	×	○	○	→P.27
		看護小規模多機能型居宅介護	×	×	×	○	→P.27
	●福祉用具をレンタルする。	(介護予防) 福祉用具貸与	×	×	○	○	→P.23
		(介護予防) 特定福祉用具販売	×	×	○	○	→P.23
生活する環境を整える	●福祉用具を購入する。	(介護予防) 住宅改修費支給	×	×	○	○	→P.24
		高齢者住宅改修助成	×	×	○ (所得制限等あり)	○ (所得制限等あり)	→P.30
	●住宅改修の助成を受ける。	すっきりさわやかサービス	×	×	×	○	→P.30
		福祉理髪サービス	×	×	×	○ (要介護3以上、非課税世帯)	→P.30
	●紙おむつの支給を受ける。	外出支援サービス	×	×	×	○ (要介護3以上)	→P.30
		らくらくケアカー改修助成	×	×	×	○ (要介護3以上、非課税世帯)	→P.30
	●介護車両の購入、または改修の助成を受ける。	日常生活用具給付等	○	○	○	○ (独居または高齢者のみ世帯で非課税世帯)	→P.31
		配食サービス	×	○	○	○ (低栄養状態など条件あり)	→P.31
	●電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付を受ける。	ふとんクリーンサービス	○	○	○	○ (独居または高齢者のみ世帯、または、要介護3以上)	→P.31
		緊急通報システム	○	○	○	○ (独居、高齢者のみの世帯、昼間・夜間独居の高齢者)	→P.31
	●お弁当の配達を受ける。	認知症高齢者等個人賠償責任保険	○	○	○	○ (認知症の人あるいは認知症の疑いがある人)	→P.31
		認知症高齢者等探索システム利用支援	○	○	○	○ (認知症により道に迷うおそれのある高齢者等)	→P.30
	●GPS機器の貸与を受ける。	草津市認知症高齢者等見守りネットワーク	○	○	○	○ (認知症により道に迷うおそれのある高齢者等)	→P.31
			○	○	○	○	
	●認知症の人の情報を関係者で共有し、日常的な見守り、行方不明時の早期対応に活かす。		○	○	○	○	
			○	○	○	○	
	●認知症の人の情報を関係者で共有し、日常的な見守り、行方不明時の早期対応に活かす。		○	○	○	○	
			○	○	○	○	

在宅サービス

自宅など住んでいる居宅を中心にしたサービスです。

●利用料について

利用者がサービス事業者へ支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があります。

通所して利用する

サービスの種類

要介護1～5の人

要支援1・2の人

通所介護
(デイサービス)



※要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用できます。

通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)※送迎を含む

要介護1	6,876円
要介護2	8,119円
要介護3	9,405円
要介護4	10,690円
要介護5	11,996円

P29通所型サービスを参照してください。

通所リハビリテーション
(デイケア)

介護予防通所リハビリテーション



介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

■サービス費用のめやす
(令和6年6月から)
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)※送迎を含む

要介護1	8,039円
要介護2	9,526円
要介護3	11,035円
要介護4	12,818円
要介護5	14,548円

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上(令和6年5月まで)、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

■サービス費用のめやす
(月単位の定額)(令和6年6月から)
※送迎、入浴を含む

要支援1	1か月23,927円
要支援2	1か月44,605円

(★選択的サービス)

・運動器機能向上	1か月 2,373円
・栄養改善	1か月 2,110円
・口腔機能向上(Ⅱ)	1か月 1,688円

★選択的サービスを利用します

介護予防通所リハビリテーションの中で、要支援1・2の人に提供される選択的サービスとして、次のようなプログラムがあります。利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用します。なお、事業所ごとに利用できるサービスが異なりますので、詳細は各事業所にお問い合わせください。

運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。（令和6年5月まで）

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

ポイント

◆要介護1～5の人も要支援1・2の人も、一部を除いて利用できるサービスの類型はほぼ同じですが、要支援1・2の人についてはより「目標志向型」の介護予防サービスとなっています。

介護保険・介護予防では自立支援のためにこんなサービスが利用できます

訪問を受けて利用する

サービスの種類

要介護1～5の人

要支援1・2の人

訪問介護（ホームヘルプ）



※要支援1・2の人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを利用できます。

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護



訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション



訪問看護

介護予防訪問看護



ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護	20分以上30分未満	2,610円
	30分以上1時間未満	4,140円
	1時間以上1時間30分未満	6,066円
生活援助	20分以上45分未満	1,915円
	45分以上	2,354円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり
通院のための乗車または降車の介助1,037円
※要支援では利用できません
※移送にかかる費用は別途自己負担
※生活援助は独居や家族が病氣などのため本人や家族が家事を行えない場合、利用できます。

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす

	13,546円
--	---------

9,159円

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす（1回につき）（令和6年6月から）

	3,249円
--	--------

※20分間リハビリテーションを行った場合

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や支援を行います。

■サービス費用のめやす（令和6年6月から）

訪問看護ステーションから（30分未満）	5,039円
病院または診療所から（30分未満）	4,269円

疾患などを抱えている人について、看護士などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や支援を行います。

■サービス費用のめやす（令和6年6月から）

訪問看護ステーションから（30分未満）	4,825円
病院または診療所から（30分未満）	4,087円

●利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があります。

訪問を受けて利用する	サービスの種類 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 	要介護1～5の人 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	要支援1・2の人 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。																												
		■サービス費用のめやす(令和6年6月から) 医師による指導 5,150円(1か月に2回まで)																													
短期間入所する	短期入所生活介護／療養介護(ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護／療養介護 	介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす(1日につき) ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室) <table><tr><td>要介護1</td><td>6,361円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>7,089円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>7,859円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>8,598円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>9,326円</td></tr></table> ●短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室) <table><tr><td>要介護1</td><td>8,673円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>9,196円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>9,864円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>10,418円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>10,993円</td></tr></table>	要介護1	6,361円	要介護2	7,089円	要介護3	7,859円	要介護4	8,598円	要介護5	9,326円	要介護1	8,673円	要介護2	9,196円	要介護3	9,864円	要介護4	10,418円	要介護5	10,993円	介護老人福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす(1日につき) ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室) <table><tr><td>要支援1</td><td>4,758円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>5,918円</td></tr></table> ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室) <table><tr><td>要支援1</td><td>6,405円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>8,088円</td></tr></table>	要支援1	4,758円	要支援2	5,918円	要支援1	6,405円	要支援2	8,088円
	要介護1	6,361円																													
要介護2	7,089円																														
要介護3	7,859円																														
要介護4	8,598円																														
要介護5	9,326円																														
要介護1	8,673円																														
要介護2	9,196円																														
要介護3	9,864円																														
要介護4	10,418円																														
要介護5	10,993円																														
要支援1	4,758円																														
要支援2	5,918円																														
要支援1	6,405円																														
要支援2	8,088円																														
在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす(1日につき) <table><tr><td>要介護1</td><td>5,663円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>6,364円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>7,095円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>7,774円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>8,495円</td></tr></table>	要介護1	5,663円	要介護2	6,364円	要介護3	7,095円	要介護4	7,774円	要介護5	8,495円	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす(1日につき) <table><tr><td>要支援1</td><td>1,912円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>3,270円</td></tr></table>	要支援1	1,912円	要支援2	3,270円														
	要介護1	5,663円																													
要介護2	6,364円																														
要介護3	7,095円																														
要介護4	7,774円																														
要介護5	8,495円																														
要支援1	1,912円																														
要支援2	3,270円																														

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与
【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ(工事をとまなわないもの) |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など) | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど) | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり(工事をとまなわないもの) | |
- ①～⑥、⑪、⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
 ⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません(尿のみを吸引するものは除く)。

●利用者負担について

※レンタル費用の1割～3割です。支給限度額(15ページ参照)が適用されます。
 ※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具販売
【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所の了解が得られた場合は、利用者があらかじめ費用の9割～7割を事業所に支払い、残りを市が事業者を支払う方法(受領委任払)もあります。
 ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。



- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器
- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 歩行補助つえ(松葉づえを除く)

住宅改修

工事着工前の事前の申請が必要です！

※有資格の市担当職員が専門的観点から利用者の自立支援を助ける内容の改修となっているか、確認します。

住宅改修費支給

【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

●洋式便器などへの便器の取り替え

●段差の解消

●滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

●手すりの取り付け ●引き戸等への扉の取り替え



●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割～7割が支給されます。

※施工事業者の了解が得られた場合は、利用者があらかじめ改修費の1～3割を事業者支払い、残りを市が事業者へ支払う方法（受領委任払）もあります。

※引越した場合は要介護状態区分が大きく上がったときなど、再度の給付を受けられる場合があります。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談・施工事業者の選択

施工事業者への見積依頼

市区町村へ事前申請／市区町村の確認

工事の実施・完了／支払い

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給事前承認申請書
- 工事内容見積書

介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。

※工事料金の支払いが前金と工事後などに分かれ、前金を工事の事前承認が下りる前に支払われている場合、介護保険の対象外の工事であった際は、介護保険の給付として支給することができませんのでご注意ください。

- 住宅改修が必要な理由書（草津市高齢者等住宅改修（改造）にかかる所見および確認書（写し））
- ケアマネジャーなどに作成を依頼します。

- 改修前の日付入りの写真
- 改修箇所を記入した平面図
- 住宅の所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）

提出に必要な書類

- 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書（原本確認必須・写し可）
- 請求書（写しでも可）
- 工事費内訳書
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 草津市高齢者等住宅改修（改造）にかかる所見および確認書（原本）
- 振込口座の通帳の写し

施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

●要支援の人は、施設サービスは利用できません。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の人
	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。 
	介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。 
	介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。 

地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の特性に応じたサービスを利用できます。

※サービスの種類の細字は、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

●利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。利用する事業所の所在地や規模、体制により記載されている費用のめやすと異なる場合があります。

サービスの種類	サービスの内容																				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※要支援1・2の人は利用できません。	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。 ■サービス費用のめやす (1か月につき) 一型訪問看護サービスを行わない場合 <table> <tr><td>要介護1</td><td>58,272円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>104,004円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>172,698円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>218,461円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>264,204円</td></tr> </table> ■サービス費用のめやす (1か月につき) 一型訪問看護サービスを行う場合 <table> <tr><td>要介護1</td><td>85,022円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>132,819円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>202,743円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>249,930円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>302,788円</td></tr> </table>	要介護1	58,272円	要介護2	104,004円	要介護3	172,698円	要介護4	218,461円	要介護5	264,204円	要介護1	85,022円	要介護2	132,819円	要介護3	202,743円	要介護4	249,930円	要介護5	302,788円
要介護1	58,272円																				
要介護2	104,004円																				
要介護3	172,698円																				
要介護4	218,461円																				
要介護5	264,204円																				
要介護1	85,022円																				
要介護2	132,819円																				
要介護3	202,743円																				
要介護4	249,930円																				
要介護5	302,788円																				
夜間対応型訪問介護 ※要支援1・2の人は利用できません。	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。 ■サービス費用のめやす (オペレーションセンターを設置している場合) <table> <tr><td>基本夜間対応型訪問介護</td><td>10,582円/月</td></tr> <tr><td>定期巡回サービス</td><td>3,980円/回</td></tr> <tr><td>随時訪問サービス</td><td>6,066円/回</td></tr> </table>	基本夜間対応型訪問介護	10,582円/月	定期巡回サービス	3,980円/回	随時訪問サービス	6,066円/回														
基本夜間対応型訪問介護	10,582円/月																				
定期巡回サービス	3,980円/回																				
随時訪問サービス	6,066円/回																				
地域密着型通所介護 ※要支援1・2の人は介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用できます。	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。 ■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満の場合) <table> <tr><td>要介護1</td><td>7,868円/回</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>9,300円/回</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>10,784円/回</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>12,247円/回</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>13,710円/回</td></tr> </table>	要介護1	7,868円/回	要介護2	9,300円/回	要介護3	10,784円/回	要介護4	12,247円/回	要介護5	13,710円/回										
要介護1	7,868円/回																				
要介護2	9,300円/回																				
要介護3	10,784円/回																				
要介護4	12,247円/回																				
要介護5	13,710円/回																				
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に家族的な雰囲気のデイサービスなど専門的なケアを提供する通所介護です。 ■サービス費用のめやす (7時間以上8時間未満) 単独型の施設を利用する場合 <table> <tr><td>要支援1</td><td>9,083円</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>10,138円</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>10,486円</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>11,626円</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>12,765円</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>13,915円</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>15,054円</td></tr> </table>	要支援1	9,083円	要支援2	10,138円	要介護1	10,486円	要介護2	11,626円	要介護3	12,765円	要介護4	13,915円	要介護5	15,054円						
要支援1	9,083円																				
要支援2	10,138円																				
要介護1	10,486円																				
要介護2	11,626円																				
要介護3	12,765円																				
要介護4	13,915円																				
要介護5	15,054円																				

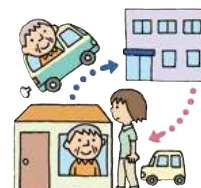
※原則として他の市町村のサービスは利用できません。

住み慣れた地域で生活をする

サービスの種類

サービスの内容

小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護



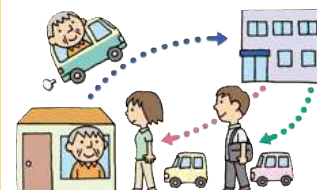
通いを中心に、利用者の心身の状態や希望に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

■サービス費用のめやす (1か月につき)

要支援1	36,397円
要支援2	73,554円
要介護1	110,331円
要介護2	162,153円
要介護3	235,887円
要介護4	260,342円
要介護5	287,054円

看護小規模多機能型居宅介護

※要支援1・2の人は利用できません。



小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

■サービス費用のめやす (1か月につき)

要介護1	131,315円
要介護2	183,728円
要介護3	258,294円
要介護4	292,931円
要介護5	331,354円

■サービス費用のめやす (1か月につき)

要介護1	118,307円
要介護2	165,540円
要介護3	232,701円
要介護4	263,929円
要介護5	298,543円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。



■サービス費用のめやす (1日につき)

要支援2	7,952円
要介護1	7,994円
要介護2	8,370円
要介護3	8,610円
要介護4	8,788円
要介護5	8,976円

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(ユニット型)

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。



入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、生活機能の向上を目指して介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

要介護1	7,126円
要介護2	7,868円
要介護3	8,652円
要介護4	9,415円
要介護5	10,146円

地域密着型特定施設 入居者生活介護

※要支援1・2の人は利用できません。



定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

要介護1	5,705円
要介護2	6,416円
要介護3	7,158円
要介護4	7,837円
要介護5	8,569円

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしてもらう

生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所のスタッフが訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにを行います。



■利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
2,364円	1回60分程度

介護予防型訪問サービス[訪問介護相当サービス]

ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）や生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにを行います。



■利用料金とサービス提供時間のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	サービス提供時間
週1回程度の利用	12,583円
週2回程度の利用	25,134円
週2回程度を超える利用(要支援2相当のみ)	39,878円
	1回45分程度

生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにを行います。

※ご希望の内容やお住まいの地域によってはサービスを提供できない場合があります。

■利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
1,300円	1回60分程度

期間を限定して専門職の支援を受け、日常生活の自立を目指す

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期集中的に行います。

- 低栄養状態の改善に向けた支援
- 口腔機能の改善に向けた支援
- 日常生活における基本動作の改善に向けた支援

■利用料
無料

■サービス提供時間および期間のめやす
月1回60分程度を3か月間



●利用料について

利用者がサービス事業者に支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。初回利用時や個別サービスの利用など別途加算が生じる場合があります。また、通所型サービスで食費や日常生活費が必要となる場合は、別途自己負担となります。

通所型サービス

通所介護事業所等で、食事や運動などのサービスを受ける

活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどによる、体操やレクリエーションなどのサービスです。



■利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
全日	3,302円
半日	2,999円
	5時間程度
	3時間程度

※事業所により異なります。

介護予防型デイサービス[通所介護相当サービス]

通所介護事業所で、介護福祉士等の専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレクリエーションなどを行います。



■利用料金とサービス提供時間のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	サービス提供時間
週1回程度の利用(要支援1相当)	18,789円
週2回程度の利用(要支援2相当)	37,839円
	3～5時間程度

※事業所により異なります。

通所型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職による、運動器機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、口腔や栄養のプログラム、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期集中的に行います。

●通所・訪問一体型サービス
(教室と訪問指導を一体的に提供するサービス)

■利用料
無料

■サービス提供時間および期間のめやす
通所：週1回90分程度を3か月間
訪問指導：月1回45分程度を3か月間